

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第132号

身に覚えのない「送りつけ商法」にご注意！

注文していない商品を送りつけ、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて、代金を支払わせようとする「送りつけ商法」に気をつけてください。

【県内事例①】

注文した覚えがない美顔器が宅配便で送られてきたため、納品書に記載されている電話番号に電話したがつながらない。どうしたらよいか。

(70代 女性)

【県内事例②】

父親あてに宅配便が届いたので開封すると、ニンニクをパウチ包装した商品と代金振込用紙が入っていた。後日、業者から電話があり商品代金 200 円を支払うよう言われたが、父親は注文した覚えがないといっている。支払いをしたくないが、どうすればよいか。

(当事者：80代 男性)

【県内事例③】

大手ネット通販会社から着払いでバーベキューセットが届いた。私あてだったので家族が代金を支払い受け取ったが、注文した記憶もないし、他の家族も心当たりがないという。発注履歴も受注確認メールも残っていないが、どうすればよいか。

(40代 女性)

アドバイス

1. 注文していない商品が届いたら、宅配業者に理由を伝え、商品を送付した業者の名前や電話番号などを控えたうえで、受け取りを拒否してください。もし、受け取ってしまった場合は、販売会社に注文した覚えがないものが届いたことを伝え、商品の返品と代引配達の場合は返金の相談をしましょう。
2. 通販などでよく買い物をする人は、普段から家族と受け取りについて打ち合わせしておきましょう。
3. クーリング・オフができることもあるので、早めに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



注文していない商品が届いたが、どうすれば良いかな？

©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999